



2020年4月24日

各位

会社名 I N E S T 株式会社
代表者 代表取締役社長 上村 陽介
(コード番号：3390 東証 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 片野 良太
(TEL：03-6894-6240)

株式交換による株式会社アイ・ステーションの完全子会社化及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社アイ・ステーション（以下「アイ・ステーション」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することについて決議し、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

本株式交換は、当社については2020年6月25日、アイ・ステーションについては2020年6月26日にそれぞれ開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、2020年8月1日を効力発生日として行う予定です。

I. 本株式交換

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

(1) 本株式交換の背景

当社グループは、当社と連結子会社4社で、直販事業、システム事業、広告ソリューション事業を営んでおります。「直販事業」は主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器・モバイルデータ通信端末の販売を、Web 販路にて法人様、個人様向けに行っております。「システム事業」はスマートフォン・タブレット端末を利用した POS システムの販売、利用者の順番待ちのニーズが見込める商業施設の店舗等をターゲットに、店舗運営を行う法人事業者に対して予約メディアなどのサービスを開発、販売しております。「広告ソリューション事業」は飲食店等の事業者を対象に、顧客のニーズにあった広告メディア等のソリューションサービスを代理店として販売しております。

当社グループは主に直販事業において一定の安定的な収益を確保してまいりましたが、携帯電話販売に代表されるような成熟した分野が主であり、将来的に市場が頭打ち又は縮小に転じることで、中長期的に収益や利益率が低下していく恐れがありました。当社グループが中長期的に業績を拡大していくためには、直販事業から得られる営業利益や営業キャッシュフローを次なる収益の柱となる事業に積極的に投下していくことが適切であると考え、2017年3月期より予約ソリューション事業、2019年3月期より広告ソリューション事業を開始いたしました。これらの新規の事業においては、競合他社に先駆けた

ソリューションサービスの開発・拡販に向け、先行投資的な費用が大きく発生するため、運転資金や自己資本の確保のために第三者割当増資にて資金調達を行い、更に積極的に資金を投下し、事業展開スピードを早めてまいりました。その結果、2018年3月期には営業損失325百万円、2019年3月期には営業損失438百万円、営業キャッシュフロー△527百万円を計上し、2020年3月期においては営業損失200百万円を予想しております。

このような経営状況の中で、2019年10月の法改正の影響を受けて携帯電話の販売台数が大幅に減少し始めたことにより、直販事業における売上、営業キャッシュフローの減少が一気に加速し始めたことや、目下の市場環境のなかで新規事業の先行赤字が想定以上に続きそうであることから、適切な財務体質の確保及び収益性の改善に向けて事業方針を再検討してまいりました。その結果、具体的方策として、①システム事業における2社の子会社株式の売却、②広告ソリューション事業の終了（①及び②に係る詳細については、2020年4月24日公表の「子会社の異動(株式譲渡)及び広告ソリューション事業の終了並びに特別利益の計上に関するお知らせ」をご参照ください。）、③M&Aによる直販事業及びシステム事業の強化（詳細は、後記1.(2)「本株式交換の目的」及び2.「本株式交換の要旨」の記載並びに2020年4月24日公表の「子会社の異動を伴う株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」をご参照ください。）を実行することといたしました。

(2) 本株式交換の目的

本株式交換は、上述の具体的方策の③のうちに位置付けられるもので、営業利益・営業キャッシュフロー共に黒字基調である会社を株式交換によって取得することにより、当社として自己資本を拡充することができ、のれん（詳細は後記6.「会計処理の概要」をご参照ください。）償却前営業利益の黒字化を実現し、営業キャッシュフローをプラスに転換させることが狙えるものと考えております。より高い確実性をもって、より速やかに業績を改善できることで、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

取締役会決議日	2020年4月24日
株式交換契約締結日	2020年4月24日
定時株主総会開催日(当社)	2020年6月25日(予定)
定時株主総会開催日(アイ・ステーション)	2020年6月26日(予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	2020年8月1日(予定)

(注1) 上記日程は、両社の合意により変更されることがあります。

(注2) 当社については2020年6月25日開催予定の定時株主総会において、アイ・ステーションについては2020年6月26日開催予定の定時株主総会において、それぞれ株式交換契約の承認を受けた上で本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換となりま

す。なお、本株式交換は、当社については2020年6月25日、アイ・ステーションについては2020年6月26日にそれぞれ開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2020年8月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	アイ・ステーション (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 普通株式の交換比率	1 (普通株式)	375 (普通株式)
本株式交換に係る 種類株式の交換比率	1 (A種優先株式)	375 (B種優先株式)

(注1) 株式の割当比率

アイ・ステーションの普通株式（以下「アイ・ステーション普通株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）375株を割当て交付します。また、アイ・ステーションのB種優先株式（以下「アイ・ステーションB種優先株式」といいます。）1株に対して、当社のA種優先株式（以下「当社A種優先株式」といいます。）375株を割当て交付します。

(注2) 本株式交換により割当て交付する株式の数

当社は、本株式交換により、アイ・ステーションの株主の皆様に対して当社普通株式712,500株及び当社A種優先株式22,710,000株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する当社普通株式及び当社A種優先株式（以下総称して「当社株式」といいます。）には、新株式の発行を行う予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるアイ・ステーションの株主の皆様は、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求すること（1単元未満株式の売却）ができます。

(4) 本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アイ・ステーションが発行している全ての新株予約権は、本株式交換の効力発生前までに行使期間満了により消滅する予定です。なお、アイ・ステーションは、新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1. 「本株式交換の目的」に記載の通り、当社としては、営業利益・営業キャッシュフロー共に黒字基調である会社を株式交換によって取得することにより、当社として自己資本を拡充することができ、のれん償却前営業利益の黒字化の実現や営業キャッシュフローのプラスへの転換を図ることができると考えており、より高い確実性をもってより速やかに業績を改善できることが当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考え、本株式交換を実施することといたしました。上記2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る普通株式の交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）及び種類株式の交換比率（以下「種類株式交換比率」といい、普通株式交換比率と種類株式交換比率を併せて以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たっては、後記3. (4) 「公平性を

担保するための措置」に記載の通り、当社は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

当社は、プルータス・コンサルティングから提出を受けた株式交換比率の算定結果と、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、当社の少数株主への配慮も踏まえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本日開催された取締役会において、本株式交換比率は妥当なものであると判断し、前記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率により本株式交換を実施することを決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びアイ・ステーションとの関係

当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、当社及びアイ・ステーションから独立した算定機関であり、当社及びアイ・ステーションの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

プルータス・コンサルティングは、当社普通株式について、当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、アイ・ステーション普通株式については、アイ・ステーションの将来の収益獲得能力を価値に反映させる目的からDCF法を採用し、算定を行いました。なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提としたアイ・ステーションの計画においては、営業利益について、2020年3月期の111百万円に対して2021年3月期は171百万円（54.10%増）と、2020年3月期から2021年3月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。

プルータス・コンサルティングが各評価手法に基づき算出した普通株式交換比率（アイ・ステーション普通株式1株に対して交付する当社普通株式の数）は、以下の通りです。

採用手段		普通株式交換比率の算定結果
当社	アイ・ステーション	
市場株価法	DCF法	301.4～553.5

また、プルータス・コンサルティングは、当社A種優先株式について、残余財産分配請求権が優先し議決権が基本的にないことを除き普通株式と概ね同内容であることから、当社A種優先株式の株式価値は当社普通株式と等価であるものと取り扱い、また、アイ・ステーションB種優先株式について、当該株式の内容を検討し、アイ・ステーション普通株式と等価であるものと取り扱い、算定を行いました。

プルータス・コンサルティングが上記取扱いを前提として算出した種類株式交換比率（アイ・ステーションB種優先株式1株に対して交付する当社A種優先株式の数）は、以下の通りです。

採用手段		種類株式交換比率の算定結果
当社	アイ・ステーション	
市場株価法	DCF法	301.4～553.5

プルータス・コンサルティングは、上記交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を使用し、分析及び検討の対象とした資料及び情報等が正確かつ完全なも

のであることを前提としており、独自にそれらの正確性、完全性に関する調査、検証を行っておらず、その義務を負うものではありません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換によって上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の検討にあたって、当社のその他の関係会社である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）がアイ・ステーションの株式を保有しており、アイ・ステーションが光通信の持分法適用関連会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、上記3. 「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」に記載の通り、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に交渉・協議を行った上で、上記2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換比率により本株式交換を行うことを取締役会で決議いたしました。

なお、当社は第三者算定機関から本株式交換対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社は、当社のその他の関係会社である光通信がアイ・ステーションの株式を保有しており、アイ・ステーションが光通信の持分法適用関連会社に該当することから、上記3. (4) 「公正性を担保するための措置」に記載の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

① 特別委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換を検討するに当たり、本株式交換の公正性、透明性及び客観性を確保するために、当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である大宮 立氏（弁護士、レックス法律事務所）、鈴木 智也氏（弁護士、光和総合法律事務所）及び荒井 覚氏（公認会計士、株式会社プロキューブジャパン）の3名によって構成される特別委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本委員会に対し、(i) 本株式交換の実施による法令違反の有無及び程度、(ii) 本株式交換実施の必要性、手段選択の合理性、対価の相当性、少数株主の不利益性及び手続きの適正性等の観点から、本案件を実施することが法律上・会計上の合理性を有するか否かについて諮問いたしました。

本委員会は、2020年3月12日以降2020年4月23日までに、合計7回の委員会（電話会議方式又はWeb会議方式によるものを含む。）を開催したほか、委員会内部でのメール等を利用し、随時、検討状況と検討課題等を委員間で共有、協議し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、並びに本株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けており、また、ブルータス・コンサルティングから本株式交換における本株式交換比率の評価に関する説明を受けております。かかる経緯の下、当社は、本委員会より、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、2020年4月23日付で、大要以下の内容の答申書を受領しております。

(a) （株式交換の必要性）当社が中長期に亘り安定的に業績を拡大していくために、新規事業への参入又は既存事業の強化等を図る必要がある中で、当社の収益基盤を強化する事業が必要であることが

ら、本株式交換を行う必要性が認められる。

- (b) (手段選択の合理性) 当社とアイ・ステーションの法人格を維持したまま当社はアイ・ステーションを完全子会社化することができ、当社はアイ・ステーションから直接権利義務を承継しないため権利義務の承継に伴う対抗要件の具備の手続き等は不要であること、株式を対価とするため取得対価について資金調達を行う必要がないことから、株式交換の方法によりアイ・ステーションを完全子会社とすることには合理性が認められる。なお、株式交換は、株式交換の条件によっては当社の既存株主の持株比率が不当に低下する恐れがあるため、株式交換を行うに当たっては、アイ・ステーションに対する法務デューディリジェンス及び財務デューディリジェンスを実施した上で、第三者の専門機関に交換比率等の算定を依頼する等し、適正かつ公正な条件を定める必要があるが、本件では、いずれも実施されている。
- (c) (財務状況への影響) アイ・ステーションの純資産、キャッシュフローの状況及び事業計画に照らして、当社がアイ・ステーションを完全子会社とした場合、連結ベースで当社の財務体質の改善に寄与し、かつ、当社の損益及びキャッシュフローの改善にも寄与すると考えられる。また、本株式交換を実施した場合、アイ・ステーションにおいては、アイ・ステーションの株主構成が既存株主から当社に変更となるにすぎず、アイ・ステーションの財務状況への直接の影響はないものと考えられる。
- (d) (交換比率の合理性(既存株主の不利益性の有無)) 当社は、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングが算定した当社の株式価値及びアイ・ステーションの株式価値の算定結果を参考として交換比率を決定しており、当該算定方法に関して算定過程における不備や不合理な点は見当たらず、交換比率に関しては合理的なものであると考えられる。本株式交換比率は、既存株主の不利益となるような交換比率にはなっていないものと考えられる。
- (e) (手続きの適法性・公平性について) (ア)法務デューディリジェンス及び財務デューディリジェンスを実施し、本株式交換を中止すべき重大な法務リスクの指摘やアイ・ステーションのバリュエーションに支障を来すような重大な事由の指摘はなされていない、(イ)本株式交換の実施について、当社及びアイ・ステーションにおいて、法令に従った手続きの履践が予定されている、(ウ)東京証券取引所の定める実質的存続性審査における実質的存続性判断要素について検討した結果、本株式交換実行後も当社の実質的存続性は失われるわけではないと考えられる。
- (f) (諮問事項に対する答申内容) 以上より、(i) 本株式交換を実施することについて、法令違反は見当たらず、また、(ii) 本株式交換実施の必要性、手段選択の合理性、対価の相当性、少数株主の不利益性及び手続きの適正性等の観点から、本株式交換を実施することは、法律上・会計上不合理とは言えないものと考えられる。

② 利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役による意見の取得

当社の取締役のうち、光通信の子会社の従業員を兼務している菊地央氏は、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反の恐れを回避する観点から、本株式交換に係る当社の取締役会への審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉に関与しておりません。本日開

催の当社の取締役会においては、菊地央氏を除く取締役全員（5名）が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本株式交換契約を締結することを決議しております。

また、当社の監査役のうち、光通信の従業員を兼務している守屋浩二氏は、利益相反を回避する観点から、当社の立場で本株式交換について協議及び交渉に参加しておらず、また、本株式交換に係る当社の取締役会への審議への参加及び意見表明を行っておりません。当社の監査役4名のうち上記の守屋浩二氏を除く監査役全員（3名）が本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（2020年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社																																																																																
(1) 名称	INEST 株式会社	株式会社アイ・ステーション																																																																																
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋一丁目13番6号	東京都文京区小石川五丁目36番5号																																																																																
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 上村 陽介	代表取締役 執行 健太郎																																																																																
(4) 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> WEBサービスの開発、販売、運営、保守事業 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末の販売 飲食チェーンなどの店舗向けソリューションサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 法人向け携帯電話の販売 通信回線サービス及び電力小売供給契約の媒介 																																																																																
(5) 資本金	100百万円	45百万円																																																																																
(6) 設立年月日	1996年7月10日	2010年3月1日																																																																																
(7) 発行済株式総数	59,953,925株	62,460株 (普通株式1900株、B種優先株式60,560株)																																																																																
(8) 決算期	3月末	3月末																																																																																
(9) 従業員数	256名	334名																																																																																
(10) 主要取引先	株式会社メンバーズモバイル 株式会社EPARKメディアパートナーズ	株式会社メンバーズモバイル																																																																																
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行	東京スター銀行																																																																																
(12) 大株主及び持株比率	株式会社光通信 38.06% SBI イノベーションファンド1号 11.26%	(普通株式) 株式会社光通信 38.42% (B種優先株式) 株式会社光通信 100.00%																																																																																
(13) 当事会社間関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>該当事項はございません。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>該当事項はございません。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>該当事項はございません。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>該当事項はございません。</td> </tr> </table>		資本関係	該当事項はございません。	人的関係	該当事項はございません。	取引関係	該当事項はございません。	関連当事者への該当状況	該当事項はございません。																																																																								
資本関係	該当事項はございません。																																																																																	
人的関係	該当事項はございません。																																																																																	
取引関係	該当事項はございません。																																																																																	
関連当事者への該当状況	該当事項はございません。																																																																																	
(14) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決算期</th> <th colspan="3">INEST(連結)</th> <th colspan="3">アイ・ステーション(単体)</th> </tr> <tr> <th>2017年 3月期</th> <th>2018年 3月期</th> <th>2019年 3月期</th> <th>2017年 3月期</th> <th>2018年 3月期</th> <th>2019年 3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純資産</td> <td>730</td> <td>757</td> <td>823</td> <td>241</td> <td>253</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>1,496</td> <td>1,849</td> <td>2,703</td> <td>1,663</td> <td>1,537</td> <td>1,576</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産(円)</td> <td>14.73円</td> <td>14.23円</td> <td>13.73円</td> <td>△1,123,478.35円</td> <td>△1,116,817.51円</td> <td>△1,087,262.09円</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td>2,883</td> <td>3,063</td> <td>3,607</td> <td>5,547</td> <td>5,679</td> <td>4,253</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>103</td> <td>△325</td> <td>△438</td> <td>△21</td> <td>31</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>101</td> <td>△348</td> <td>△435</td> <td>△45</td> <td>22</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>139</td> <td>△308</td> <td>△433</td> <td>△47</td> <td>12</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益(円)</td> <td>2.87円</td> <td>△5.96円</td> <td>△7.89円</td> <td>△1,153.34円</td> <td>192.26円</td> <td>1,296.18円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当金(円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						決算期	INEST(連結)			アイ・ステーション(単体)			2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	純資産	730	757	823	241	253	306	総資産	1,496	1,849	2,703	1,663	1,537	1,576	1株当たり純資産(円)	14.73円	14.23円	13.73円	△1,123,478.35円	△1,116,817.51円	△1,087,262.09円	売上高	2,883	3,063	3,607	5,547	5,679	4,253	営業利益	103	△325	△438	△21	31	84	経常利益	101	△348	△435	△45	22	74	当期純利益	139	△308	△433	△47	12	53	1株当たり当期純利益(円)	2.87円	△5.96円	△7.89円	△1,153.34円	192.26円	1,296.18円	1株当たり配当金(円)	—	—	—	—	—	—
決算期	INEST(連結)			アイ・ステーション(単体)																																																																														
	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期																																																																												
純資産	730	757	823	241	253	306																																																																												
総資産	1,496	1,849	2,703	1,663	1,537	1,576																																																																												
1株当たり純資産(円)	14.73円	14.23円	13.73円	△1,123,478.35円	△1,116,817.51円	△1,087,262.09円																																																																												
売上高	2,883	3,063	3,607	5,547	5,679	4,253																																																																												
営業利益	103	△325	△438	△21	31	84																																																																												
経常利益	101	△348	△435	△45	22	74																																																																												
当期純利益	139	△308	△433	△47	12	53																																																																												
1株当たり当期純利益(円)	2.87円	△5.96円	△7.89円	△1,153.34円	192.26円	1,296.18円																																																																												
1株当たり配当金(円)	—	—	—	—	—	—																																																																												

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称		INEST 株式会社
(2) 所 在 地		東京都豊島区東池袋一丁目 13 番 6 号
(3) 代表者の役職・氏名 (注 1)		代表取締役社長 執行 健太郎 代表取締役常務 管理本部長 片野 良太
(4) 事 業 内 容		直販事業 システム事業 他
(5) 資 本 金		100 百万円
(6) 大株主及び持株比率 (注 2)		(普通株式) 株式会社光通信 38.07% SBI イノベーションファンド 1 号 11.13% (A種優先株式) 株式会社光通信 100.00%
(7) 決 算 期		3 月末
(8) 純 資 産		現時点では確定していません。
(9) 総 資 産		現時点では確定していません。

(注 1) 新たな経営体制時の役員体制については検討中であり、2020 年 6 月 25 日に開催予定の定時株主総会へ付議する取締役選任議案については、決まり次第、お知らせいたします。

(注 2) 当社については 2020 年 3 月 31 日現在、アイ・ステーションについては 2020 年 4 月 24 日現在の株主状況に基づき、上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により算出したものです。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、当社の連結財務諸表上、現行の企業結合会計基準では、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点で未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換が、当社の 2020 年 3 月期の連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。2021 年 3 月期以降において、公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はありません。

(参考) 2020 年 3 月期連結業績予想及び 2019 年 3 月期連結実績

INEST 株式会社 (2020 年 3 月期連結業績予想は 2020 年 2 月 13 日公表)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
2020 年 3 月期 連結業績予想	3,300	△200	△205	△255
2019 年 3 月期 連結実績	3,607	△438	△435	△433

II. 定款一部変更

1. 定款変更の目的

上記 I. 「本株式交換」に記載の通り本株式交換を行うため、当社A種優先株式の発行を可能とするために、当社A種優先株式に関する定款規定を新設し、その他の文言の修正及び追加等、所要の修正を行うとともに、本株式交換に伴い当社の発行済株式の数が増加することに鑑み、将来の機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、本株式交換の効力が生じることを条件に、当社の発行可能株式総数及び普通株式に係る発行可能種類株式総数を増加するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙（定款変更案）の通りです。

3. 定款変更の日程

株主総会開催日 2020年6月25日（予定）

効力発生日 2020年6月25日（予定）

但し、発行可能株式総数及び普通株式に係る発行可能種類株式総数の増加に係る変更の効力発生日は、本株式交換の効力が生じることを条件として、2020年8月1日（予定）とする。

以 上

(別紙) 定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、137,049,600株とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、137,049,600株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が114,339,600株、A種優先株式が22,710,000株とする。</u></p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の各種類株式の単元株式数は、<u>いずれも100株とする。</u></p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第12条の2 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第12条の3 (1) A種優先残余財産分配金</p> <p>当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円(ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。)を支払う。なお、A種残余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。</p> <p>(2) 参加条項</p> <p>当社は、前号に基づくA種優先残余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金</p>

		<p>に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金と同額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。</p>
(新設)		<p>(議決権) 第12条の4 A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)		<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第12条の5 当社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。 2 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株式には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 3 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p>
	第3章 株主総会	第3章 株主総会
	第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
(新設)		<p>(種類株主総会) 第18条の2 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 2 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 3 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>
	第19条～第47条 (条文省略)	第19条～第47条 (現行どおり)
(新設)		<p>附則 第6条は、2020年6月25日開催の当会社定時株主総会において承認された株式交換契約に基づく株式交換の効力が生じることを条件に、2020年8月1日をもって、下記の通り変更する。なお、本附則は当該変更の効力発生後、これを削除する。</p>
		<p>記 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、333,505,700株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が310,795,700株、A種優先株式が22,710,000株とする。</p>

以上
以上